

## 第20回教育委員会（定）

開会日時 令和5年 10月 26日（木） 午前 10時00分  
閉会日時 午前 11時04分  
開会場所 教育支援センター

### 出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐紀子
委 員	青 木 義 男
委 員	長 沼 豊
委 員	野 田 義 博

### 出席事務局職員

事務局次長	水 野 博 史	地域教育力担当部長	雨 谷 周 治
学務課長	金 子 和 也	指導室長	氣 田 眞由美
新しい学校づくり課長	柏 田 真	学校配置調整担当課長	早 川 和 宏
施設整備担当副参事	伊 東 龍一郎	生涯学習課長	太 田 弘 晃
地域教育力推進課長	高 木 翔 平	教育支援センター所長	石 野 良 恵
中央図書館長	松 崎 英 司		

### 署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

それでは、ただいまから、令和5年第20回の教育委員会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、水野次長、雨谷地域教育力担当部長、金子学務課長、氣田指導室長、柏田新しい学校づくり課長、早川学校配置調整担当課長、伊東施設整備担当副参事、太田生涯学習課長、高木地域教育力推進課長、石野教育支援センター所長、松崎中央図書館長、以上11名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、高野委員にお願いいたします。本日の委員会は2名から傍聴の申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたのでお知らせします。

次に、非公開による審議とする案件の確認をいたします。

日程第一 議案第51号「板橋区立シニア学習プラザの指定管理者候補団体の選定について」と報告2「令和4年度板橋区「暴力行為」「いじめ」「不登校」の状況に関する調査について」は、令和5年第4回区議会定例会で審議を予定している案件であり、議会に提出する前である本日の教育委員会において、公開で審議を行うことにより、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように処理いたします。

それでは、議事に入ります。

#### ○議事

日程第二 議案第52号 東京都板橋区あいキッズ条例施行規則の一部を改正する規則

(地一1 地域教育力推進課)

教 育 長 初めに、日程第二 議案第52号「東京都板橋区あいキッズ条例施行規則の一部を改正する規則」を地域教育力担当部長と地域教育力推進課長から説明願います。

地域教育力担当部長 おはようございます。よろしくお願いたします。

まず初めに、日程第二でございます。議案第52号「東京都板橋区あいキッズ条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、議案を提出するものでございます。

提出者は、中川修一教育長でございます。

本議案につきましては、こども家庭庁より、放課後児童クラブ、これの利用手続きにおいて、就労証明書、これを標準的な様式を原則使用するという旨の通知

がありました。これに伴いまして、板橋区では、あいキッズの利用手続きにおけます就労証明書の様式を変更する他、文言整理等を行うものでございます。

詳細につきましては、地域教育力推進課長よりご説明いたします。

地域教育力推進課長

では、よろしくお願ひいたします。地－1をご覧ください。

東京都板橋区あいキッズ条例施行規則の一部改正でございます。

この改正は、先ほど部長より説明があったとおり、放課後学童クラブの利用申請手続きにつきまして、利用申請者を雇用する事業者が、利用申請者の居住する自治体ごとに異なる様式による就労証明書を作成することの負担を軽減するということのために、令和5年7月5日付事務連絡におきまして、こども家庭庁から、来年度の申請に向けまして、国が定めた標準様式を使用するよう依頼がなされたことに伴いまして、様式を変更するとともに文言整理等を行うものでございます。

議案の下の方に行っていただきますと、新旧対照表が出てまいります。

ページ番号が27/54ページです。こちらが新旧対照表になります。

改正を行う箇所について、ご説明をさせていただきます。

2条、こちらは現行では特別支援学級のある全ての区立小学校であいキッズが実施されていることを踏まえての文言整理でございます。

続いて、5条です。こちらは利用申請を不承認できる理由として、条例に規定する疾病その他の事由により、集団生活に適さないと認められるときの解釈として、利用時間内に投薬などの医療行為を行わなければならないときと規定していたところ、医療的ケア児の受け入れを行っている状況を鑑みて、条文を削除するものでございます。

続きまして、7条。こちらは、10月から順次行っているあいキッズの入退室システムの入替えに伴いまして、土曜日の利用予定日の届け出が、あいキッズカードのみならず、アプリによる届け出が可能となったことに伴いまして、文言を追加するものでございます。

続いて、9条。こちらは文言整理でございます。

続きまして、10条。こちらは、きらきらタイム利用者が利用の休止を届け出する際に、同時にさんさんタイムも利用が休止する規定となっていたところ、休止の届け出を行った場合は、さんさんタイムの利用は継続できるよう文言を追加したものでございます。

11条です。こちらはさんさんタイム利用者が利用を辞退する手続きを明記するよう文言を追加したものでございます。

15条3項。こちらは文言の修正でございます。

16条1項。こちらは10条の改正に伴う文言の整理でございます。

続きまして、17条。こちらは教育委員会が特に必要があると認めるときに、利用料の免除を可能とすることを明記するよう文言を整理したものでございます。

18条1項。こちらは文言の修正でございます。

19条1項、2項。こちらにも文言の修正でございます。

続きまして、19条3項です。こちらは既に納付のあった利用料について、教

育委員会が減額を決定した場合など、利用料の還付申請をする必要がないというふうに認められる場合に、第2項に規定する利用料の還付申請書の提出を不要とする規定を追加するものでございます。

その他で、その下、別表等の改正で所要の文言整理等をするものでございますが、34/54ページの方に飛んでいただきますと、こちらが3条関係の第二号様式、こちらが全面的な様式変更になりますので、ご説明をさせていただきます。

こちら冒頭申し上げました、あいキッズの利用申請手続きに係る就労証明書について、事業者の負担を軽減するために、国の依頼に基づきまして国の標準様式に変更するというものでございます。

網掛けされている改正後のものが国の標準様式でございます。一部、項目が追加となりますが、記入項目におおむね変更はございません。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

それでは、お諮りします。日程第二 議案第52号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

先ほど、非公開案件の確認の際に1件漏れておりましたので、改めてここで申し上げます。

日程第一 議案第51号「板橋区シニア学習プラザの指定管理者候補団体の選定について」と、報告2「令和4年度板橋区「暴力行為」「いじめ」「不登校」の状況に関する調査について」と、もう一つ、報告3「板橋区立八ヶ岳荘指定管理者の評価委員会による評価の実施報告について」、これも加えて非公開にすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 よろしく願いいたします。

#### ○報告事項

##### 1. 令和5年度全国学力・学習状況調査の結果と分析

(指-1・指導室)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「令和5年度全国学力・学習状況調査の結果と分析」について、指導室長から報告願います。

指 導 室 長 よろしく願いいたします。資料1の方をご覧ください。

まず、4/49、資料のページでいきますと、1ページになります。

調査の概要、目的についてでございますが、今年度は、国語、算数・数学に加えまして、3年に1回実施されます中学校英語の調査の年でございます。

まず、平均正答率についてお話をさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、2ページになります。5/49のところになります。

表をご覧ください。小学校は、全国平均と比較しまして、国語で1.8ポイント、算数で3.5ポイント上回りました。これで全国を超える結果となっております。

東京都の平均と比較しますと、国語は同等の結果に、算数は1ポイント下回る結果となりましたが、これにおいては、今までで、これまでの間において、一番東京都平均に近づいた値となりました。

中学校につきましては、全国平均と比較しまして、国語0.2ポイント、数学は同等の結果、英語、聞く・読む・書くは2.4ポイント上回りました。

英語の話すにおいては、0.4ポイント下回っております。

東京都の平均と比較しますと、国語は2ポイント、数学は3ポイント、英語、聞く・読む・書くについては4ポイント下回る結果となりました。

東京都平均には及びませんでした。令和4年度は全ての教科で全国平均を下回っていたのですが、今年度につきましては、全国平均と同等、もしくは上回る結果となっております。全体的なこの平均正答率から行くと、これまでずっと平成27年度から学力向上を掲げてやってきた中で、どの科目においても、今まででポイント的には一番よい結果となっているかなというところがございます。

続きまして、無回答率です。こちらも資料の2ページ、5/49のところになります。

板橋の傾向としまして、以前からも無回答の多さが課題となっております。

こちらは、昨年度の本区の結果より、若干ではございますが、無回答の児童・生徒の割合が低くなってきております。

3ページをご覧ください。

6/49です。今年度は、無回答率について、教科ごとに分析をしております。

その結果を見ますと、児童・生徒自らが学習の見通しを持つことや、学級で話し合う活動を通じて自分の考えを深めること、根拠を基に筋道を立てて考える力を育成することに関わりがあることが分かります。やはり本区がずっと進めております板橋区授業スタンダードの徹底の必要性があるということを再認識しているところがございます。

続きまして、平均正答数及び観点別正答率でございますが、5ページ以降です。8/49以降になります。

小学校は、国語、算数ともに、全国平均を上回りまして、都の平均と同等の値でした。

中学校では、国語、数学、英語ともに全国平均と同等、もしくは上回り、都の平均を、若干、下回る結果となりました。

続きまして、8ページ、11/49でございます。

各教科の結果と特徴です。今年度は、各教科で成果のあった問題と課題があった問題を掲載しております。また、それぞれの考察と今後の授業革新のポイントも掲載し、各学校の方に提示をしておるところでございます。

国語の調査につきましては、8ページからをご覧ください。11/49になります。

小学校、中学校ともに、問題文の状況を一部だけ満たす誤答回答が多い傾向にありました。また、取り上げた問題では、質問紙にある話し合う活動を通じて自分の考えを深めることと相関関係があることが分かりました。

算数・数学の調査については、12ページをご覧ください。15/49になります。

こちらの問題は、新聞等にも掲載された問題でございます。正答率の低い問題として掲載されたところがございますが、板橋区においては、東京都の平均よりも高い正答率でした。これは成果のあった問題として取り上げております。

ただの解き方のみを授業で扱うのではなくて、他の人と相談して考えを深める、協働して解決を考えていくというような、このようなことが授業の中で実践されつつあるということが推察されるところでございます。

続いて、英語の調査についてでございますが、16ページからをご覧ください。19/49になります。

英語の授業では、自分が置かれている状況や目的を理解したコミュニケーションを増やす必要性、また、書くことに関する課題が記載されております。

続きまして、児童・生徒質問紙に関する調査結果についてでございます。

18ページをご覧ください。22/49以降になります。

今年度から、いたばし学び支援プラン等の板橋区の施策に沿った質問を多く取り上げまして、また、経年の変化も加えて、今回、掲載をしておるところでございます。

例えば小学校では、20ページに記載されております、24/49のところにあります、「学級の友達との話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか」という質問は、板橋区授業タナードや読み解く力の育成に関わる質問でございますが、年々、改善傾向が見られる結果となっております。

少し飛ばしまして、他には、児童・生徒質問紙の方では、22ページにあります、26/49になりますが、総合的な学習の時間の充実、学級活動、ウェルビーイング等々の質問を取り上げておりますので、ご覧いただければと思います。

特に、本区が力を入れております総合的な学習の時間と学級活動におきましては、主体的・対話的で深い学び等につながるデータとして、学力調査の結果としても表れてきているところかなというふうに思っております。

最後です。36ページ。41/49以降になりますが、学校質問紙に関する調査結果でございます。

こちらは、学習指導、1人1台端末の活用、小中一貫教育、コミュニティ・スクール、カリキュラムマネジメントについて記載されております。

小中一貫教育やコミュニティ・スクール、1人1台端末の活用等は、全国平均を大きく上回る高い値が出ております。本区の施策が少しずつ浸透していることが分かります。

ただ、やはりまだまだ学習指導におきましては、対話的で深い学びの実現に向けては課題が見受けられるところがございますので、改めて各学校において、基本に立ち返りまして、板橋区授業スタンダード、読み解く力に基づいた学力向上については、さらに推進してまいりたいというふうに考えております。

長くなって申し訳ございません。以上でございます。

教 育 長      ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

野 田 委 員    今年度も詳細な解析をありがとうございました。実際に小学校の方では、やはり学校に訪問させていただいていると、少人数学習などの成果が、このようないい成績が得られたのではないかと思います。また、板橋区授業スタンダードの実践が強く行われている成果だと思います。

中学校においては、やはり少しその授業スタンダードが実践し切れていない部分とか、そのようなところが、もう少し頑張っただけであれば、この成績にさらなる反映がされるのではないかと思いますので、そのようなところをまた学校に呼びかけていただきたいというところと、全体的にここまで詳細な区の解析をしていただいていますので、また、これを学校単位で解析していただくと、今度、子どもたちの問題点と同時に、先生方の教育に対する弱いところも見えてくると思いますので、実際に、各学校でも細かい解析がされていて、学校だより等で報告いただいているのですが、子どもたちがつまずいたところは、逆に、先生方においても、その教え方だとか、授業の取り上げ方とか、そのようなところが今後の課題になって、また、さらなる授業革新につながると思いますので、ご検討よろしくをお願いいたします。

教 育 長      その他、いかがでしょうか。

高 野 委 員    報告ありがとうございました。板橋区授業スタンダードと読み解く力の育成を年々続けてきたことで改善傾向が見られたということで、やはり一朝一夕に変化するものではなくて、コツコツと取組を続けてきたことがとてもよかったと思います。

その他にも、総合的な学習の時間ですとか、学級活動を進めるとか、そういうところが、学習を進める上で子どもたちの話し合う力ですとか、考え方、色々な問題にどう立ち向かっていくかというようなところを育成することにもなっているんだなというふうに思いました。

学校だよりで、学力調査の分析をすごくよくしている学校と、そこまでなかなか手が回らないというような学校があつて、その辺が、先ほどの授業スタンダードとか読み解く力の育成に対しての取組と、つながってきているのかなと思いま

す。

報告書の中にもありましたが、教育委員会として、そのような学校にも、細かく指導していただいて、全区的に足並みがそろっていくように取組の方をよろしくお願ひしたいと思います。

教 育 長     その他いかがでしょうか。

私の方から、この全国学力・学習状況調査の問題自体が、今現在、子どもたちに求められている力というふうに考えると、やはりこの問題を分析して、再度、例えば現在の6年生、あるいは年度末に5年生にぶつけてみるというようなことも大事なことはないかなというふうに思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

指 導 室 長     おっしゃっていただいたとおりで、やはり問題文で問われているということは、子どもたちにそういう力をつけたいということが表れているところがありますので、やはりこれを全体的に見ると、ただ単にA+B=Cみたいなことでは、ほぼありません。

ほぼ、もう自分の考えを書いたり、理由を述べたり、何かと何かを関連づけて説明するということが問われているのが、この全国学力・学習状況調査の中にも表れていますので、ふだんの授業の中でただ単に教え込みの事業をしていては、そのような力は伴っていかないと思いますので、委員さんからも今ご意見を頂戴したような形で、各学校にしっかりと、そのような授業を革新していくところを、改めて周知していきたいと考えます。

教 育 長     私が少しお話ししているのは、現状に、今年行った調査を、再度、やはり子どもたちと行って、分析していくということが大事なのではないかなと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

指 導 室 長     すみません。もちろんそのような調査を、これは学校にもよりますが、そのようなところは、毎年毎年、そのようなサイクルでやっている学校もありますので、これが特別な学校だけにならないように、そのような方法であるとか、そのようなことをしっかり分析して、子どもたちにも返していくというようなところを全体的に取り組んでいけるように、指導室としてしっかり声かけしていきたいというふうに考えます。

教 育 長     ぜひ、事務局の方でグリップを効かせて、やはりやりっ放しにしないということが大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その他、いかがでしょうか。

青 木 委 員     1点だけ。少し文章のまとめのところを見ていて、少し1点質問なのですが、



まとめの最初のところで、今回の全国学力・学習状況調査でC B Tシステム、これが活用されたということがありますが、M E X C B Tですね。これは板橋区でも導入していくような方向性とか、お考えがもしあるようでしたらお聞かせください。

指導室長 ありがとうございます。国の方でこのような方向で行っていますので、本区の方でも、このようなところに、今、準備を進めているところでございます。

教育支援センターとも連携しながら、そのようなところに対応していけるように準備等を進めていきたいというふうに考えております。

青木委員 ありがとうございます。C B Tの対応って、大学や何かでも始まっているところがあるのですが、結構、それなりの教育の仕方が必要になるので、その辺を、ある程度、前もって授業準備の計画をよろしくお願いいたします。

指導室長 すみません。全体ではないのですが、ある学校は少し取組みつつあるところもあるのですが、まだ全体のものにはなっていないのですが、そのような形で少しモデル的なところを今後どういうふうに展開するかというところで、準備をこれからまた進めていきたいというふうに考えております。

青木委員 ありがとうございます。決められた時間の中でC B Tをやる中で、モチベーションの維持みたいところが結構問題になったりしている部分もありますので、特に大学の国家試験なんかでそういうのが結構問題で、どう対応していくかという対策が立てられているところでございますので、早晩、そういう話も出てくるのかなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(なし)

#### ○報告事項

#### 4. 「第29回いたばし国際絵本翻訳大賞」出版絵本の配付について

(図-1・中央図書館)

教育長 それでは、報告4に移ります。「第29回いたばし国際絵本翻訳大賞」出版絵本の配付について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 中央図書館長でございます。「図-1」の資料でご説明をさせていただきます。  
「第29回いたばし国際絵本翻訳大賞」出版絵本の配付についてでございます。  
昨年度実施しました翻訳大賞の受賞作品、大賞に選ばれた方、2作品、英語部門とイタリア語部門のものが10月に出版されました。こちらを、各学校へ1冊

ずつ配付したいと思っております。

配付する絵本は、英語部門が「ゆめわたげ」という題名になっているもの、イタリア語部門が「きみにおやすみをいうまえに」というものでございます。

どちらも事業で募集した一般の方が翻訳をしたものを、出版会社のご協力を得て市販されるものになります。

配付時期は、10月中旬予定となっております、事後の報告になってしまったのですが、各校に配付させていただいているところでございます。

報告は以上でございます。

教 育 長      ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

○報告事項

5. 「第30回いたばし国際絵本翻訳大賞中学生部門」の募集について

(図-2・中央図書館)

教 育 長      それでは、報告5「第30回いたばし国際絵本翻訳大賞中学生部門」の募集について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長      「図-2」の資料でご説明をいたします。

今回は、今年度の事業になります。第30回いたばし国際絵本翻訳大賞中学生部門の募集でございます。

区内の中学生を対象に、海外絵本の翻訳作品を募集し、表彰することで、英語力向上の一助となるように、この事業を進めるものでございます。

課題の絵本でございます。「If I had a little dream」という題名で、「夢を見たなら」というふうな例の題名がつけられております。こちらを各学校に、原書として1冊ずつ、併せて、コピーして持ち帰って作業をしたい方用に、課題絵本のコピーも配付する予定でございます。

区内の中学生の方々に募集をかけるもので、締め切りが令和6年1月11日までとなっております。

各学校においては、冬休みの宿題にも活用させていただいているところでございまして、昨年度は300作品ほど応募があったところでございます。

報告としては、以上になります。

教 育 長      質問、質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
よろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長      ぜひ、たくさんの募集が出るように、また、よろしくお願ひしたいと思います。

○報告事項

6. 図書館システムのサービス停止について

(図-3・中央図書館)

教 育 長 それでは、報告6に移ります。「図書館システムのサービス停止について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 「図-3」の資料のご説明をさせていただきます。

図書館システムのサービス停止でございます。図書館のシステムですね、貸し出しであったりとか、ウェブ検索をするシステムがございます。そちらのシステム基盤を移行する、リプレースをするというところがございますので、図書館システムが使えない日が出てきます。

停止の期間なのですが、令和5年11月30日、月末の休館日でございます。この日、1日かけて作業をする予定になっております。

OPACと呼ばれる蔵書を検索するシステムであったり、あとは貸出予約などが使えなくなる日が出てきますので、こちらは11月30日、丸1日使えないということでご報告させていただきます。

ホームページ自体は稼働はしているのですが、そちらの検索システムが動かないという状況になっているところでございます。

報告は以上でございます。

教 育 長 これは中央図書館ということですか。

中央図書館長 いいえ、全ての図書館です。図書館のシステム全て、一律で使っているものですので、今ここで例えば携帯で検索しようと思っても、今だったら入れるのですが、この作業日は入ることができないという形になります。

図書館自体は休館日なので、そもそも図書館の中に入ることはできませんし、じゃあ、Webで検索をしようかなと思っても、その日はこのシステムは使えないというような状況になります。

教 育 長 分かりました。よろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長 ありがとうございます。

次に、教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項はありますでしょうか。

(なし)

教 育 長     それでは、先ほど申し上げましたように、日程第一 議案第51号と、報告2、報告3については非公開として聴取いたしますので、傍聴人の方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○議事

日程第一 議案第51号 板橋区立シニア学習プラザの指定管理者候補団体の選定について

(生涯学習課)

教 育 長     それでは、議事に入ります。日程第一 議案第51号「板橋区シニア学習プラザの指定管理者候補団体の選定について」、地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長     よろしくお願いたします。議案第51号「板橋区立シニア学習プラザの指定管理者候補団体の選定結果」につきまして、議案を提出いたします。

提出者は、中川修一教育長でございます。

本議案につきましては、シニア学習プラザ、こちらの指定管理期間が、今年度、終了することに伴いまして、令和6年度からの指定管理者の公募団体を選定するものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長よりご説明いたします。

生涯学習課長     よろしくお願いたします。2ページ目をご覧いただきたいと思えます。

板橋区立シニア学習プラザ指定管理者候補団体の選定結果についてでございます。

板橋区立シニア学習プラザ指定管理者の候補団体の選定に関する要綱に基づきまして開催されました指定管理者選定委員会におきまして、指定管理者候補団体が選定されましたので、東京都板橋区立シニア学習プラザ条例施行規則第13条第2項の規定により選定いたしまして、指定管理者候補選定通知書を交付するものでございます。

1をご覧ください。指定する指定管理者候補団体は、第一候補団体アクティオ・板建総共同事業体でございます。

代表団体につきましては、アクティオ株式会社、住所、代表者氏名につきましては記載のとおりでございます。

構成団体につきましては、板橋建物総合管理協同組合でございまして、住所、代表者氏名は記載のとおりでございます。

2、公募要領でございます。

(1) 広報いたばしへの公募要領の掲載につきましては、6月24日に行いました。

(2) 現地説明会につきましては、7月7日に行いまして、参加の方は3団体

(5社) 来たところでございます。

(3) 応募書類の受付でございますが、7月26日、27日に行いまして、応募団体は1団体(2社) ございました。

3、選定経過及び審査結果でございます。

(1) 第一次審査につきましては、応募1団体を書類審査を行いまして、同団体を第二次審査の対象団体としたところでございます。

(2) の第二次審査につきましては、9月6日に開催いたしまして、1団体のプレゼンテーションを受け、審査した結果、第一候補団体を選定したところでございます。

(3) の集計表につきましては、別紙のとおりでございますので、後ほどご確認の方をお願いいたします。

4、応募団体への結果通知でございます。

東京都板橋区立シニア学習プラザ条例施行規則第13条第2項の規定によりまして、候補団体に「指定管理者候補選定通知書」をもって通知するところがございます。

5、今後の予定でございます。

第4回東京都板橋区議会定例会の議決を経まして、令和5年12月21日開催の第25回教育委員会におきまして、指定管理者の指定を行う予定でございます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

教 育 長      ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
                  では、私の方からですけど、現地説明会には3団体が来たんですけど、実質的には1団体しか申し込みがなかったということですか。

生涯学習課長    はい。

教 育 長      これは、あとの2者の申し込まなかった理由等についてのヒアリングというの  
                  は行っているんでしょうか。

生涯学習課長    ヒアリングは行ってございません。

教 育 長      そうすると、なぜかというのは分からないわけですね。

生涯学習課長    金額面で折り合いがつかなかったのか、それとも、魅力ない事業だったのかど  
                  うかといったところは、少し分からないところがございます。

教 育 長      せっかく公募をかけていて、1団体しか申し込みがないというのは少し残念な  
                  結果で、何か、その辺の分析というの必要なのではないかなと思うのですが、  
                  いかがでしょうか。

生涯学習課長 今後、分析の方をさせていただきたいと思っております。

教 育 長 その他、いかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 それではお諮りします。日程第一 議案第51号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○報告事項

2. 令和4年度板橋区「暴力行為」「いじめ」「不登校」の状況に関する調査について

(指-1・指導室)

教 育 長 では、報告2に移ります。「令和4年度板橋区「暴力行為」「いじめ」「不登校」の状況に関する調査について」、指導室長から報告願います。

指 導 室 長 よろしくお願いたします。令和4年度の板橋区「暴力行為」「いじめ」「不登校」の状況に関する調査について、ご報告申し上げます。

まず最初に、「指-2」の資料の方をご覧ください。

「指-2-①」の方になります。2ページになります。

暴力行為の状況でございます。

暴力行為の全体発生件数につきましては、小学校が13件、昨年度比マイナス44件、中学校は11件、前年度比マイナス64件という形になります。

全体的に暴力行為につきましては減少の傾向でございます。これの要因というところで、指導室として分析したところとしてお話しさせていただきますが、コロナ禍によりまして、教育活動の制限の緩和がなされたことによりまして、子どもたちのコミュニケーションの機会が増えて、対話や関わり等が増加したことによって、いろいろな付き合い方も学ぶことができているのではないかというふうに捉えております。

なかなかコロナ禍においては、人との距離を保つとか、あまり発話をしないとかといったところがあった中で、子どもたちも様々な思いを抱えて、それが少し手を出したり、足を出したりというような形になって、そのような行動として出てしまっていたことも要因かなというふうに捉えております。

また、令和4年度より実施しております板橋学級活動の日の取組等によりまして、学級活動の充実が図られつつあり、異なる意見を受け入れたり、合意形成を図るというような力が身につけていることも要因の1つかなというふうに捉えて

おります。

続きまして、3ページをご覧ください。

いじめの状況についてでございます。

まず初めに、①いじめの認知でございます。

小学校では4,683件、前年度比704件増、中学校では417件、前年度比119件の増でございます。

増加した原因として、2点を捉えております。

まず1点目ですが、新型コロナウイルス感染症に伴いまして制限されていたコミュニケーションの機会が増加したというふうなこと、2点目としましては、いじめの認知の定義が浸透して、児童・生徒の被害性に寄り添っていじめを認知できたこと、このような形で捉えております。

特に、やはり教師、教員たちが、子どもたちから訴えがあったときに、「そのようなこと気にしなくていいわよ」とか、「そのようなのはいじめじゃないよ」というふうに、勝手に教師の判断で決めつけてしまうのではなくて、法に基づきまして、子どもたち一人一人がつらい思いをしたり、嫌なんだという気持ちを訴えたときに、そこにきちんと寄り添って、ただ単に教員がジャッジをして、いじめであるのか、いじめじゃないではなくて、ちゃんとその気持ちに寄り添いながら対応したということで、それをちゃんといじめとしてきちんと把握して、認知をして、対応しているということの増加というふうに捉えておるところでございます。

続きまして、②のところでございますが、解消率についてでございます。

小学校では61.1%、前年度比マイナス14%、中学校では54%、前年度比マイナス23%になってございます。

前年度と比べますと、小中学校ともに解消率は低下しております。これも、低下していることは、じゃあ、全然いじめが解消してないのかということではなくて、指導室としてはこのように捉えております。

いじめが解消している状態というのは、2点、定義がございます。

まず1点目が、いじめが少なくとも3か月間止んでいる状態が継続しているもの、2点目が、被害児童・生徒及び保護者が、面談等で心身の苦痛を感じていないことがしっかりと確認できていること、この2点がしっかりと満たされたときに初めていじめは解消したというような形になって、このカウントというか、数字のところに表れてきます。

令和4年度の解消率の低下につきましては、いじめの解消についてのこのような定義の浸透がなされたことや、安易にただ単に、謝って終わり、もういいよね、もうこのことは終わりでいいよねとかということ、ただ単に教師側から、教員側から判断するのではなくて、きちんとこの定義に基づいて、しっかりと対応後もその子どもたちを追っていく、見ていく。そして、保護者、本人が、もうそれは苦痛はないということを確認した時点で、そこで、一応、解消というようなことで、丁寧に対応していることの要因だというふうに捉えております。

③のところをご覧ください。

いじめの発見のきっかけについてでございますが、学校の教職員以外からの情報により発見された件数が大幅に増加しております。学校の教職員だけではなく、児童・生徒や保護者にもいじめに対する意識の変化が見られ、相談することができるようになってきたことも考えられます。

ただ一方で、被害児童・生徒によっては、教員や保護者に直接訴えることができない児童・生徒が多くいることも想定されますので、そのような児童・生徒にとっては、アンケート調査は有効であり、本区では、年間3回以上のアンケート調査を行って、早期発見に努めているところでございます。

学級担任が発見ということについてでございますが、昨年度に比べて増加しております。冒頭の話にもつながってきますが、子どもたちの小さな変化を見逃さずに、必要な支援やケアについてしっかり行っていくという教員の意識が高まってきている表れというふうに捉えております。

④をご覧ください。

いじめの対応についてでございます。こちらにつきましては、軽微なものであっても、いじめの定義に基づきまして対応している結果が表れております。

今後も、組織的に丁寧に対応するとともに、いじめの見逃しをゼロにしていくということ、一層、学校の方で重視していくように、指導室として指導、助言してまいりたいというふうに考えます。

最後に、5ページになります。

不登校の状況です。不登校の人数でございますが、小学校は445人、前年度比134人の増加です。中学校は619人、前年度比168人の増加になっておりまして、小中合わせまして1,064人、前年度比302人の増加というような形で、不登校が数値としてはなっております。

不登校数の出現の増加につきましては、社会の変化もあるのですが、登校意欲の低下や、児童・生徒にとっては不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つというようなことが文科省の方からも令和元年度に出されて以降、何となく社会の全体の空気も、学校だけを目的とするのではなく、学校だけがその子たちの最終目標ではないような、そのような意識も表れてきて、もちろん学校にしっかりと来て、学校で楽しい授業や楽しい居場所ということで、そこを保証するということが大事なところではあるのですが、やはり世の中の色々な意識等の変化が少しずつ変わってきていて、不登校がイコール悪ではないというか、そのような問題行動ではないというような、そのようなところも要因の1つとして表れているのではないかとこのふうには、一応、指導室としては捉えているところでございます。

不登校の要因の特徴でございますが、令和3年度と比べますと、令和4年度は、小学校は、学校に関わる状況における学業不振というのが12人から22人ということで増加しております。

中学校は、本人に係る状況における無気力、不安、これが241人から332人ということで増加をしているところでございます。

この問題行動調査につきましては、教員が子どもたちを見取って、何が原因か



ということで捉えているものでございまして、このカテゴリーの中のどこに当てはまるかなということやっておるものなのですが、本区が独自に不登校の児童・生徒にアンケートを取った中では、何となく行きたくないというのが一番多くございます。

このようなところも、教員側から見ると、子どもたちが本当に感じていることというところに、きちんとこれから、もっとここにちゃんと焦点を当てて取り組んでいく必要があるかなというふうに捉えております。

説明は以上なのですが、この不登校の数なのですが、1,064人ということで、多分、皆さんも、お聞きになると、じゃあ、板橋区で、小学校、中学校合わせて1,064人の子どもたちが、もう全然学校に行けていないのかというように多分お捉えになるのではないかなと思うのですが、この1,064という数字の中には、年間で30日以上欠席している数が入っています。

そうすると、年間で30日以上ですので、ある子が週一回、例えば欠席したとしても、それが年間でカウントされれば、その子もこの不登校の数に入ります。

それから、90日以上欠席する子もいたり、それから、出席日数がわずか10日以下という子もいたり、それから、この中には出席を全くしていない子ももちろん入っています。

本区の中においては、この出席を全くできてないというお子さんについては、小学校が25人です。中学校が24人で、合わせて49人。約50人がこの年間で全く登校ができなかったということに、出席がゼロのお子さんたちになりますので、この子たちをやはり何とかしていかなくてはいけないかなというふうに思っていますし、学校につなげないのであれば、何か居場所、いろいろな学校だけではない居場所というところもそうですし、相談機関に恐らく子どもたちはなかなかつながっていないところもあると思うので、そのようなところにつなげていくというところを徹底的にやっていく必要があるかなというふうに思っているところです。

それとともに、やはりこの1,064の中にいる、この約50人を抜けた他の子たちの中にも、やはり何となく渋りがあったり、学校には何となく足が向かないという子どもももちろんいますので、やはり未然防止、この辺をさらに一層進めてまいりたいというふうに考えております。

長くなって申し訳ございません。報告は以上でございます。

教 育 長      ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員      不登校に関しては、考察のところ、中学校では、別室登校とか、そのような場所を作ること、学校に復帰できるようになった生徒が増えているというようなことが書かれていたのですが、やはり中学校を色々回ってみると、そういう場所があって、そこで子どもたちが徐々に教室に戻っていくところを、幾つか例を、お話を伺うことができました。

やはり小学校でも、またこういうところを作っていける、人の手がとても必要

なので簡単ではないと思うのですが、子どもたちにハードルを下げられるような場所が作れるといいなというふうに思いました。

それとスクールカウンセラーですとか、スクールソーシャルワーカーを増やしたことで、子どもたちが色々相談できることができたということで、それもこれから長い目で見ていると、減らしていく上での重要なことになるのかなというふうに思いました。

ぜひ、引き続き、やはり学校だけでは対応し切れない部分が大変多いと思うので、区を挙げて、また、対策を取っていただければなというふうに思いました。

指導室長 ありがとうございます。居場所につきましては、小学校、中学校、全校確保するというところを昨年度から進めているところでございますので、どうしてもやはり小学校は特定の場所に、そこだけというよりは、転々として、校長室であったり、相談室であったり、ランチルームであったりということで、動くところが多いという状況はあるのですが、少なくともその子どもたちがちゃんといられる場所、居場所というところの確保を推進していくように思っております。

ありがとうございます。

教育長 その他、いかがでしょうか。

野田委員 説明ありがとうございました。私からもこの不登校の件についてですが、中学校を中心に、小学校と区の施設、地域で、昨年度、かなりこの居場所作りということには力を入れて取り組んでいただいて、私も学校を回らせていただいても、各所に居場所を作っていただいているというところを拝見して、大変ありがたく思っております。

今後のやはり課題としては、その居場所の機能化だと思ひまして、実際にやはり居場所は各所に設けられていることがもう目に見えて実感できるようになってきていますので、それぞれの居場所をどう活用していくかということになってくると思ひます。

学校では、やはりその子どもたちに一緒についてあげる方の人材不足に困っていると思ひますし、地域では、どのような方をお願いするかとか、そのようなところで困っているというようなことが感じられますので、何か、その状況、場所や子どもたちや、応援して下さる方の状況に合わせて、うまくそれぞれの居場所を機能化していくということが今後の課題かと思ひますので、一緒に考えていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

指導室長 委託の業者が入っております3校の中学校においては、まだまだ中間のところではございますが、今年度と来年度でモデル実施をしておりますので、その検証の結果を踏まえて、この委託事業を本当に展開していくかどうか、今後広げていくかということも含めて、しっかりこの3校の今年度の結果を出していきたいと思ひますが、3校の校長先生からお聞きしますと、やはり確実に、全く来ら

れなかった子が、居場所をクッション、真ん中にして、そこから次のステップで教室につながったという例も聞いておりますので、そういう好事例も取り上げながら、それを学校の方にも周知を図りながら進めていければというふうに思っております。ありがとうございます。

教 育 長     その他、いかがでしょうか。

では、私の方から、少し申し訳ない質問かもしれないのですが、いじめの解消の件ですが、やはり解消率が、昨年、令和3年度に比べて、令和4年度が下がっている。令和3年度も、当然のように、3か月以上とか、あるいは、そのような条件が同じであったにもかかわらず、中学校などは20%以上下がっているという、この辺というのは、中学校の場合は、それまでの年度を見てもやはり65%ぐらいは維持していたのが、解消率が減ってきているということの分析について、もう少し丁寧にお話し願えますか。

指 導 室 長     少しこのようなことを言うとあれなのですが、中学校の方の意識は、どちらかというと小学校に比べると、その解消に対しての意識も、やはり少し薄い部分があったかなというふうに捉えております。

これを、調査の結果が学校から上がってきて、本当に解消しているのですねということを、1校、1校、指導主事が全部確認をしています。一人ずつに対しての。

そのようなときに、もうこういうことなのですよと、この定義を先ほどの2つを返すと、うっというところが少しあったりして、それまでの認識と、これをちゃんと確認した後ではないと解消とは言えないのですよということの色々やっていく中で、数目が、それだと少し違うかなというようなことになってきている。

少しこれは直接のあれとは違うかもしれないのですが、そのような辺りのやはり認識の不足ということで、少し説明の中でお話ししましたが、定義の解消というところの意味において、しっかりそのような意識が、本来、最初からなければいけないのですが、それが高まってきているということは1つ考えられるかなと思いますし、あとは、やはりこの解消というところの定義に合わせると、保護者も生徒も納得というところにおいては、子どもが納得していても、保護者が納得していない例が非常に多いです。

保護者のせいにするということでは決してないのですが、やはりそこを、子どもだけが、もう子どもはいいと言っているのですが、大丈夫と言っているも、保護者が、いえ、いえというところが、やはり色々な例としてありますので、そこをやはり、もう学校が丁寧にというところは対応しているところはあるかなというふうに思います。すみません。

教 育 長     もう、これは、いじめの調査を長年やっているわけですから、やはりその定義というかな、解消の定義というのがやはり各学校に浸透していないというのは大きな問題だと思いますので、その辺りはぜひ、このようなものを校長会等でも

説明をされるわけでしょうから、そのこのところをしっかりとしないと、この数字の妥当性というか、有効性が真に信頼できるものじゃなくなってしまうというところもあるので、十分ご指導していただきたいというふうに思いますし、やはり解消率を高くしなくては、いじめがなくなれないということと同等になってくると思うので、その辺りのことはぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

もう一点。やはり先ほどの室長の話では、実際には全く通ってない子が50名、これも非常に大きな問題だと思うのですが、やはり1,000名を超えたというのは、不登校が非常に大きな課題であるとの認識がさらに深くなりました。実際に色々な考え方があるので、数字の一人歩きは怖いのですが、もしそうであるならば、この1,064人を追っていただいて、どういうふうになっているのかということ进行分析していくことが必要なのではないかなというふうに思います。

不登校の出現者数の増加というのは、これは板橋区だけじゃなく、全国的な問題ではあるというのには十分認識しているのですが、やはり板橋もどんどん増えてきているという中で、今、居場所の問題が出てきていますが、未然防止というか、不登校を出現させないための策として、板橋区として具体的な対応、どの学校でも意識して取り組んでいる具体的なものというのには何かあるのでしょうか。

指導室長

この報告書の6ページ以降のところにも、いじめや不登校への取組等も色々書かせていただいておりますが、やはり学校が全てではないというものの、じゃあ、学校の役割は何かというと、やはり以前、教育長がいつもおっしゃっている学び舎という部分と、それから、安心できる居場所という、この2つの機能かなというふうに思いますので、やはり学校としては、本当に基礎基本ですが、分かる、できる、楽しい授業の充実ということで、授業スタンダード、読み解く力を中心として、1人1台端末を活用した、一斉受動型ではない、子どもたちが主体的に学べるような、そのような授業の徹底というのは、やはり授業をしっかりとやっていくということが1つあるかと思います。

それから、学級活動の日や総合的な学習の時間、これへの取組も決して単体で存在しているものではないので、こういうことを下支えというか、基盤としながら、このような教育活動の充実といったところがあります。

それから、安心できる居場所ということについては、未然防止の中では、hyper-QUアセスメントの実施ということで、このようなことをやりながら学級への満足度や意欲、支援の必要な子どもたちを、そのような調査、アセスメントから未然に拾って、そこに支援をしていくということも今やっておりますし、スクールカウンセラーの全員面接であったりとか、区のスクールカウンセラーも配置したところで、より丁寧な子どもたちへの見取り支援ということもやっております。

それから、先ほど来から出ている居場所、これも確かに不登校の渋りかけているお子さんへの対応もあるのですが、それとともに我々指導室としては、未然防止の一環としても捉えております。

やはり学校に来ていても、なかなかそこで離脱して、どうしても行けない、で

も、家に引きこもるのではなくて、学校の教室に入れなくても、このような居場所があるよということで、その確保をすることも未然防止の1つかなというふうには思っておりますので、このようなところを、より相談機能の充実とこの辺のところの事業の充実、このようなところをまた丁寧にこれからもやっていきたいと思えます。

教 育 長 これは家庭にも非常に大きな問題がかかってくると思うのですが、生活習慣という視点での対応というのはいかがなのでしょうか。

指 導 室 長 生活習慣、こちらにつきましては、一応、一例ですが、本区で子どもたちにアンケート調査を直接かけているところにおいては、子どもたちの生活習慣、我々の予想としてははすごく乱れているのではないかという結果が出てくるかと思っていたのですが、子どもたちが自ら答えているところによりますと、結構、規則正しく、割と早目に寝て、結構、朝も早く起きているという状況が見てとれるのですね。

だから、これもやはり実態をちゃんと把握していくことが必要かなというふうには思いますので、そのようなところは、それぞれ個に応じて、個人によって千差万別だと思えますので、その辺りはしていく必要はあるかと思えます。

ただ、やはり不登校のお子さんの中には、どうしても月曜日の朝一がつかいとか、朝の時間が決まっていると、そこに行けない。居場所に来ているお子さんたちの声を聞くと、何と2時間目から、結構、来たりとかする子が多いというふうなことも聞いておりますので、その子のリズムとか、体に合わせて、朝一だと来られないが、それが少しずらしていれば来られるというふうな状況も把握しているところではございますので、そのようなところは学務課の方もいろいろと学校保健の方とかもありますので、また、指導室やセンターのみではなく、事務局全体で、いろいろとそういうところを共有しながら取り組めるような形で実施していきたいなというふうには考えております。

教 育 長 よろしくお願ひします。他にいかがでしょうか。

野 田 委 員 今回の教育長のご質問についてもそうなのですが、実際にもう既に子どもたちの調査で睡眠時間の調査とか、あと読書量の調査とか、もう既にされているデータが多分たくさんあると思うのです。そのようなところを見ていくと、だんだんやはり5年生、6年生になってくると寝る時間が遅くなっているとか、読書量については、前回、朝読書の話の件もありましたが、なかなか今まで図書室や図書館に行く機会が少なかった分、読書量が減っていて、それを回復させる何か手立てが必要なのではないかという話も前回出たかと思うのですが、そのようなところから、もう既にあるデータから、もう少し分析ができるのではないかなというところと、今後の改善点というところもおのずとその結果から見えてくる場所があると思うので、新たに一からこの調査の内容を検討するよりは、既に既存の

データをうまく活用されると、教育長がご心配されているようなことが改善につながるのではないかと思いますので、そのようなところを、もし見直すことができるか、検討していただければと思います。

教 育 長     まずは、アンケート自体はそのようなにたくさんの数でやっているわけじゃないのですよね。

指 導 室 長     そうですね。うちの方でやっている、いわゆる先ほどの不登校の子たちに直接うちの方からアンケートをかけて、睡眠時間はどうですかという、取ったアンケートが、そこが睡眠に関わることですね。もっとひどいのではないかなと思っていたら、それほどでもなかったというデータがあるのですが、この不登校の子の1,064人の、今、数で挙がっている子たち一人一人がどのような時間帯だとか、睡眠のところではどうかとかというところは、少しなかなか、少なくとも教育委員会指導室の方としては、まずそのようなところの把握の部分は不足しているところではありますので、ちゃんと個人のアンケートをやっていくことは必要かなと思っています。

教 育 長     個も大事なのですが、全体で取ってみて、全体の子どもたちの生活習慣というのを一度チェックすることも大事なのではないかと思います。それがいろいろなところに波及する、今の野田委員じゃないですけど、波及する部分もあると思うのですが、何かそのようなこともあっていいのかなというふうに思います。その辺はまた検討してみてください。

指 導 室 長     はい。

教 育 長     その他、いかがでしょうか。

(なし)

#### ○報告事項

### 3. 板橋区立八ヶ岳荘指定管理者の評価委員会による評価の実施報告

(生－2・生涯学習課)

教 育 長     それでは、報告3に移ります。「板橋区立八ヶ岳荘指定管理者の評価委員会による評価の実施報告」について、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長     よろしくお願いたします。「生－2」をご覧ください。

板橋区立八ヶ岳荘指定管理者の評価委員会による評価の実施報告でございます。

1、指定管理者でございます。

(1) 指定管理者名称でございますが、八ヶ岳フィールドパートナーズでございます。

代表企業は、特定非営利活動法人国際自然大学校です。

代表者及び所在地、企業概要につきましては、記載のとおりでございます。

構成企業①は、施設の設備管理で、株式会社東急コミュニティーでございます。

代表者及び所在地は、記載のとおりでございます。

構成企業②は、食堂の運営でございます、TSKサービス株式会社でございます。

代表者及び所在地は記載のとおりでございます。

(2) 指定管理期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までです。

2、施設の概要です。

(1)の所在地、(2)の開設、(3)設置目的、(4)建物の概要は、記載のとおりでございます。

3、事業の内容でございます。

(1) 区立中学校の移動教室、青少年健全育成事業、一般利用者の受け入れに関すること。

(2) 施設の利用承認、利用料金の収納、食事の提供等の施設運営に関すること。

(3) 設備保守管理、清掃業務等施設の維持管理に関すること。

(4) その他教育委員会が必要と認めること。

(5) 指定管理者の自主事業でございます。

4、評価概要でございます。

(1) 目的、板橋区立八ヶ岳荘の管理を行う指定管理者の業務に関し、効率的な運営やサービス水準の維持・向上、利用者の安全対策など、指定管理者制度導入目的ののっとり適切に運営されているか、客観的に評価・検証を行い、その結果を施設の管理運営に反映させていくために実施したものでございます。

(2) 評価者は、板橋区立八ヶ岳荘指定管理者評価委員会、(3) 評価委員会の構成は5名で、委員につきましては記載のとおりでございます。

(4) 財務状況点検及び労働条件点検でございます。

指定管理者法人の財務状況及び施設従業員の労働条件点検については、外部専門家に委託し、点検結果を基に評価委員会にて評価を行ってございます。

財務状況点検、労働条件点検につきましては、記載のとおりでございます。

(5) 評価委員会の開催でございます。

第1回指定管理者評価委員会につきましては、令和5年8月31日、八ヶ岳荘において実施したところでございます。

現地の調査及び指定管理者ヒアリング、評価シートの採点を行いました。

第2回指定管理者評価委員会につきましては、令和5年9月28日、区役所601会議室におきまして、各委員の採点評価に基づく総合評価の協議を行いました、総合評価の方を決定したところでございます。

5、評価項目につきましては、(1)から(5)まで、記載のとおりでございます。

6、評価方法でございますが、事業報告書及び利用者アンケート調査結果の内

容審査、東京税理士会板橋支部による財務状況点検、東京都社会保険労務士会板橋支部によります労働点検結果、現地調査及び指定管理者ヒアリングを基に評価要領にて決定いたしました評価シートにより、各委員が項目ごとに5段階で採点・評価の方を行いまして、各委員の採点の合計により、総合評価を決定しているところでございます。

7、評価結果でございますが、675点満点中で553点ございまして、総合評価は「優れている」という評価になりました。

詳細は、別紙「八ヶ岳荘指定管理者評価シート」をご覧くださいと存じます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

教 育 長      ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
よろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長      それでは、以上をもちまして本日の教育委員会は閉会いたします。  
ありがとうございました。

午前      11時    04分    閉会